

## 適正管理化学物質

(環境確保条例第 110 条第 1 項、同施行規則第 51 条第 2 項、別表第 11)

条例 番号	物質名	条例 番号	物質名
1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1,1,1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1,1,2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩 を除く無機シアン化合物)	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1,2-ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1,1-ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	1,2-ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1,3-ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐化合物 (EPNに限る。)
28	臭素化合物 (臭化メチルに限る。)	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物
		59	1,4-ジオキサン